豊橋市津波避難施設使用料減免措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市津波避難施設条例 (平成27年6月25日条例35号) に基づき、 津波避難施設の使用料の減免措置について必要な事項を定めるものとする。

(減免対象及び減免区分)

第2条 津波避難施設の使用料の減免対象及び減免区分は、表1のとおりとする。

表 1

減免対象	減免区分	
	施設使用料	附属設備使用料
豊橋市(附属機関を含む)が主催又は共催 する事業	免除	免除
豊橋市津波避難条例第3条第2項に定め る活動	免除	免除
その他市長が特に必要と認める場合	原則1/2減額	

(手続)

- 第3条 使用料の減免を受けようとする者は、豊橋市津波避難施設条例施行規則様式第1豊橋市津波避難施設使用承認申請書に減免申請書を添えて市長に提出しなければならない。 (雑則)
- 第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に使用料の減免について承認を受け、又は申請をした者の当該使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。